

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第九十号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(災害救助法施行細則等の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「懲役」を「禁錮」に改める。

- 一 災害救助法施行細則(昭和三十八年七月奈良県規則第十号)第七号様式(裏)
- 二 貸金業法施行細則(昭和五十八年十月奈良県規則第二十一号)第二号様式(裏)
- 三 大和川流域における総合治水の推進に関する条例施行規則(平成三十年二月奈良県規則第二十七号)第六号様式(裏)

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十二年十二月奈良県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(恩給給与細則の一部改正)

第三条 恩給給与細則(昭和二十九年四月奈良県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第五十二号様式及び第五十三号様式中「こえる懲役若しくは禁この刑」を「超える拘禁刑」に、「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

(県吏員職員退隠料条例施行規則の一部改正)

第四条 県吏員職員退隠料条例施行規則(昭和三十七年五月奈良県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十七号様式(その一)及び同様式(その二)中「こゝに懲役若しくは禁錮の刑」を「こゝに拘禁刑」に、「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(奈良県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第五条 奈良県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年三月奈良県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十七号様式(裏)中「~~懲役又は禁錮~~の刑」を「~~禁錮~~」に改める。

第二十八号様式中「~~懲役~~の刑」を「~~禁錮~~」に改める。
「~~懲役~~」

(奈良県漁業調整規則の一部改正)

第六条 奈良県漁業調整規則(昭和四十年三月奈良県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第三十二条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

(建築士法施行細則の一部改正)

第七条 建築士法施行細則(昭和二十六年一月奈良県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式(裏)及び第三号様式の二中「~~禁錮~~」を「~~禁錮~~」に改める。

第五号様式中「~~懲役~~」を「~~禁錮~~」に改める。

(奈良県政府調達苦情検討委員会規則の一部改正)

第八条 奈良県政府調達苦情検討委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。